



新たに子会社を設立することになりました。会社名の選択にあたり、注意すべき点があれば教えてください。

(東京都 T. S)



### 1. 商号と商標

商号とは、商人が営業上、自己を表示するために用いる名称をいい、法務局に登録されるものです。子会社の会社名は商号に当たります。商号は会社法、商業登記法等によって定められたルールを守る必要がありますが、比較的自由に選択可能です。

一方、商標は自他商品または役務の識別標識であり、特許庁において登録することができます。登録商標は日本全国において、商標権利者だけが独占排他的に使用できるものです（商標法25条）。

登記した商号を、例えば自社のウェブページの目立つ場所に大きく表したり、自社製品のカタログ表紙に目立つように示すことは自由にできるのでしょうか？ 既に法務局に商号登記しているからリスクはないといえるのでしょうか？

答えはNOです。それがたとえ自社の商号であったとしても、商品または役務の識別標識機能を発揮するように表示されている場合には、商標として使用されているといえます。もし、抵触する他人の登録商標があるならば、商標として使用する行為は、その他人

の権利を侵害するおそれがあります。具体例を見ていきましょう。

### 2. 商標権の効力が及ばない範囲

例えば自社製品のカタログに、住所と共に会社名を小さく記載するような方法であれば、問題が生じない可能性が高いといわれています。商標法26条1項では、商標権の効力が及ばない範囲を規定しており、上述の表示は、これに該当するためです。

#### 商標法26条1項

「商標権の効力は、次に掲げる商標（他の商標の一部となっているものを含む。）には、及ばない。

一 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標（2号以下略）」

しかし、たとえ自己の商号であっても、目立つようにサイズや色彩を変えて使用しているような場合には、「普通に用いられる方法」ではないため、上記に該当しないこととなりますので、ご注意ください。

### 3. 判例紹介

平成29年(ネ)第1579号の商標権侵害差止請求控訴事件において、大阪高裁は被告標章3に関し、次のように判示し商標権侵害を認めました。

【被告標章3】



「被告標章3は、『株式会社ロックオン』の文字に、一審被告の登録商標である『L』字様の図形を組み合わされて表示されており、当該ページに接した需要者の注意を特に惹くような態様で表示されているから、一審被告の商号である文字と、登録商標との組み合わせであることを踏まえても、自己の名称を『普通に用いられる方法で表示する』場合に当たるものとはいえない」

### 4. まとめ

このように商標と商号は密接に結びついており、商号を表したつもりであっても他人の商標権を侵害してしまうリスクがあります。新会社設立にあたり会社名を選択する際には商標調査を行い、他社の商標登録状況を確認のうえ、商標登録することをおすすめします。